

学院細則

(目的)

第1条 ここに定める細則は、学則第45条の規定に基づき、学則に定めるもののほか、学生に必要な事項について定める。

(既修得単位の認定)

- 第2条 学則第19条に基づき、単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、既修得単位認定申請書に、成績証明書または単位修得証明書を添えて、学院長に申請しなければならない。
- 2 単位の認定は、当該授業担当教員の意見を徴した上で、教職員会議の議を経て学院長が行う。
 - 3 単位認定の対象は、各学科の授業科目のうち、基礎分野に属する科目とし、その単位数は14単位を上限とする。ただし、言語聴覚学科においては、介護福祉士養成校を卒業している学生について選択必修分野の介護基礎学を単位認定の対象とすることができる。
 - 4 単位認定による修業年限の短縮は行わない。

(試験)

- 第3条 学則第31条に基づく試験は、科目終了時、または必要な時に適宜実施する。
- 2 試験の授業科目、日時等は原則として1週間以上前に掲示する。
 - 3 試験の形式は、筆記、レポート、口述および実技などによって行う。
 - 4 原則として授業時間数の3分の1以上を欠席した者は、当該科目の試験を受けることができない。
 - 5 筆記試験においては、開始後30分を越えた場合、入室を認めない。
 - 6 試験開始後30分以降の退室を認める。
 - 7 試験がレポートの場合、提出の遅延は認めない。
 - 8 試験において不正行為が認められた場合は、その者の受験をただちに中止する。

(試験時の不正行為者の取扱い)

- 第4条 試験時に不正行為を行った者の処置は、次のとおりとする。
- (1) 当該試験科目の成績評価は行わない。
 - (2) 停学以上の懲戒に処する。

(評価)

第5条 成績は、次の4段階に分けて評価し、60点以上を合格とする。

評価	点数
A	80 ～ 100
B	70 ～ 79
C	60 ～ 69
D	59 以下

(追試験)

- 第6条 学則第31条第2項の規定により、原則として1回、追試験を実施する。この場合、本試験欠席の理由を記した追試験願を学院長に提出し、認定を受けなければならない。
- 2 学則第31条第2項の傷病その他やむを得ない理由は次の通りとする。
 - 1) 医師の診断書の提出のあった者
 - 2) 忌引(3親等以内)
 - 3) その他正当な理由があると認められる者
 - 3 追試験による成績は、80点をもって最高とする。
 - 4 追試験の受験を希望する者は、追試験実施日の前日までに追試験料として、1,000円を納入しなければならない。

(再試験)

- 第7条 学則第31条第3項の規定により、定期試験で不合格をとった者に対して、原則として1回、再試験を実施することができる。
- 2 再試験による成績は、60点をもって最高とする。
 - 3 再試験の受験を希望する者は、再試験実施日の前日までに再試験料として、1,000円を納入しなければならない。

(追試験、再試験の適用除外)

第8条 定期試験を実施しない科目及び担当講師が特別の評価方法をとる場合は、追試験、再試験を実施しない。

(進級基準)

第9条 原則として、当該学年において履修すべき全授業科目(実習を含む)に合格していること。ただし、1科目以上の学科において合格に達していない者の進級については、別に定める内規を基準に諸々の教育・指導上の効果等を勘案して教職員会議がこれを決定する。

- 2 前項により進級を認定した者で合格点に達しない授業科目が残されている場合には、次年次内において当該授業科目の領域における補習的教授・指導・課題等により合格点を満たさなければならない。
- 3 臨床実習（介護福祉学科においては、施設実習）については、出席時数が所定の時間数の5分の4に満たない者は、当該科目の履修の認定をしない。

（留年・休学者の単位等について）

第10条 留年または休学した者は、単位修得の有無にかかわらず、次年次において基礎分野を除くすべての授業科目について再履修しなければならない。ただし、既に単位を修得している科目の試験成績は、原則として評価の対象としない。

（卒業基準）

第11条 卒業の認定は、所定の単位修得をふまえて、教職員会議で行う。

（卒業未認定者の取り扱い）

第12条 前条により卒業を認められなかった者は、単位修得の有無に関わらず、次年次において最終学年のすべての授業科目（臨床・施設実習を除く）について再履修しなければならない。ただし、既に単位を修得している科目の試験成績は、原則として評価の対象としない。

（退学者の単位の取扱い）

第13条 学則第29条の規定により退学する者の単位については、原則として、満了した年次に履修した科目についてのみ所定の単位を与えるが、年次途中において退学した場合のそれまでに履修した科目の単位は与えない。

（休学の適用除外）

第14条 学則第27条の規定による休学の理由が、正当と認めがたく、留年等の結果を回避するためのものと考えられる場合は、これを認めない。

- 2 前項の場合には、これを長期欠席とし、所定の様式により学院長に届け出た上で承認をなければならない。

（出席、欠席、遅刻、早退）

第15条 各授業の出席、欠席は、原則として、毎授業開始の時点でのものとする。

- 2 授業開始後30分以内に授業に参加した場合は遅刻とし、授業開始後30分を越えて授業に参加した場合は、欠席とする。また、授業終了30分以前に教場を退出したときは、早退とする。
- 3 遅刻、早退は、3回をもって欠席1回とみなす。
- 4 傷病その他やむを得ない事由により欠席しようとするときは、定める様式により、あらかじめ学院長の許可を受けなければならない。

（入学金、授業料およびその他の納付金）

第16条 学則第37条により、入学金、授業料およびその他の納付金を次のとおりとする。

(1) 理学療法学科・作業療法学科

	昼間部	夜間部
入学金	500,000 円	500,000 円
授業料（年額）	900,000 円	675,000 円
施設充実費（年額）	100,000 円	75,000 円
実験実習費（年額）	100,000 円	75,000 円

(2) 言語聴覚学科

入学金	500,000 円
授業料（年額）	800,000 円
施設充実費（年額）	100,000 円
実験実習費（年額）	100,000 円

(3) 介護福祉学科

入学金	200,000 円
授業料（年額）	450,000 円
施設充実費（年額）	100,000 円
実験実習費（年額）	80,000 円

- 2 臨床実習諸経費および教材費は、別途実費を徴収する。また、学生の責により再実習が必要となった場合には、再実習料として日額1,000円を徴収する。
- 3 休学または長期欠席扱いとなった学生については、学則第38条第3項により、施設充実費を除き、当該期間中の授業料、実験実習費を免除する。ただし、休学または長期欠席の開始期日の属する半期の授業料、実験実習費については、この限りではない。
- 4 学則第27条および第29条の規定により休学あるいは退学を希望する者は、上半期納期日または下半期納期日までに手続きを完了しない場合、学則第38条第3項の適用外となり、

- 次半期の正規の納付金を納入しなければならない。
- 5 学則第 36 条により、停学または退学に処せられた者については、本条第 3 項を適用しない。

(復学)

- 第 17 条 学則第 28 条の規定により次年度から復学を希望する者は、当年度の 2 月末日までに復学願を提出して学院長の許可を得るとともに 4 月 15 日までに前期分の納付金を納めなければならない。

(編入、転入試験の出願手続き)

- 第 18 条 学則 25 条により編入試験または転入試験の受験を希望する者は、次の出願書類を提出しなければならない。
- (1) 編入願・転入願 (指定用紙による)
 - (2) 在学証明書または卒業証明書 (中途退学は除く)
 - (3) 成績証明書
 - (4) 履歴書
 - (5) 受験料 20,000 円 (郵便為替)

(編入、転入試験の合否判定および合格者の取扱い)

- 第 19 条 編入、転入試験の合否判定と、合格者の編入、転入学年の決定は、教職員会議の議を経て、学院長が行う。

(懲戒)

- 第 20 条 学則第 36 条第 1 項に定める懲戒の対象者は次のとおりとする。
- (1) 学則及び学則に基づいて学院長が定める細則に違反した者
 - (2) 学院の秩序を乱し、学生としての本分に反する行為のあった者
 - (3) 定期試験その他の試験において不正行為のあった者
 - (4) 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促してもなお、納入しない者
 - (5) 正当な理由なく引き続き 1 ヶ月以上欠席した者
 - (6) 犯罪行為や悪質な交通事故・違反行為があった者
- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- (1) 訓告：始末書を徴し、将来を戒める。
 - (2) 停学：一定期間または不定期にわたり、登校を停止する。
 - (3) 退学：学習の継続を停止させ、除籍する。
- 3 懲戒・懲罰の審査は別に定める懲罰委員会規定に基づき、懲罰委員会があたる。

(学生証)

- 第 21 条 学生は、入学時に学院長から学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証の様式は別に定める。
 - 3 学生証は、卒業、退学により学籍を離れたときは、直ちに返納しなければならない。
 - 4 学生証を紛失または汚損した時は、別記様式により、学院長に届出た上、速やかに再交付を受けなければならない。

(団体)

- 第 22 条 学生が団体を結成しようとするときには、別記様式により、団体結成届を学院長に届出て承認を受けなければならない。

(建物、施設・物品の使用)

- 第 23 条 学生が集会等のため、学院の建物・施設または物品などを使用する場合は、あらかじめ別記様式により願い出て、学院長の許可を受けなければならない。

(掲示・印刷物の配布)

- 第 24 条 学生が学院内において、ビラ、ポスター、パンフレットの掲示、もしくは配布をしようとするときは、あらかじめ別記様式により学院長の許可を受けなければならない。
- 2 掲示の場所は、指定された場所以外を使用してはならない。

(委任)

- 第 25 条 この学院細則に定めのない事項については、学院長がこれを定める。

- (附 則) この細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

- (附 則) この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。